

貸金庫規定

令和5年1月4日改定

1. 格納品の範囲

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。ただし、破損しやすいものおよび変質するものは格納できません。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書・契約証書・権利証・その他の重要書類
 - ③ 貴金属・宝石・その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

2. 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する6月末日までとし、契約期間満了日まで借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. 使用料

- (1) 貸金庫の使用料は、当金庫店頭備え付け「手数料のご案内」記載の料金により1年分を前払いするものとし、毎年7月1日（休日の時は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から払戻しのうえ使用料に充当します。預金口座からの払戻しは、普通預金規定（定期性総合口座規定を含みます）・当座勘定規定または当座貸越契約書および当座貸越約定書、その他当金庫が定める他の規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、指定の預金口座から引落します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月として、その月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

4. 鍵・カード等の保管

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会のうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。
- (2) カード式電動貸金庫の場合は、借主および借主があらかじめ届出た代理人に貸金庫の開閉等に使用する貸金庫カードを発行しますので、借主および代理人が保管してください。

5. 開閉者の確認

カード式電動貸金庫の場合は、カード、暗証、正鍵により、非カード式貸金庫の場合は、正鍵により貸金庫を開閉した者を借主もしくは代理人（正当な契約者）とみなします。なお、この場合、当金庫は開閉者の性別、年齢等の確認はいたしません。

6. 貸金庫の開閉等

＜カード式電動貸金庫の場合＞

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が、正鍵を使用して行ってください。
- (2) 貸金庫室への入室にあたっては、専用入口に備え付けのカード読取機に貸金庫カードを挿入してください。
- (3) 貸金庫を取り出す場合は、貸金庫前室に備え付けの暗証入力装置に貸金庫カードを挿入し、届出の暗証番号をボタン操作により入力してください。
- (4) 格納品の出し入れは、当金庫所定のブース内で行ってください。

(5) 停電、故障等によりカードによる暗証入力装置の取扱いができないときは、当金庫所定の貸金庫開閉票に借主または代理人の氏名および暗証を記入し、カードとともに提出してください。

(6) 貸金庫の使用後は、施錠してください。

<非カード式貸金庫の場合>

(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が、正鍵を使用して行ってください。

(2) 開庫にあたっては、当金庫所定の貸金庫開閉票に届出の印章により記名押印して提出してください。
なお、開庫後は貸金庫の施錠を確認してください。

(3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

7. 届出事項の変更等

印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、暗証番号（カード式電動貸金庫の場合）その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に届出を行わなかったことで生じた損害については当金庫は責任を負いません。

貸金庫カード（カード式電動貸金庫の場合）、正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。

8. 成年後見人等の届出

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。また、契約者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。

(5) 前4項の届出前に当金庫が過失なく借主の行為能力に制限がないと判断して行った貸金庫の使用については、借主およびその補助人、保佐人、後見人、任意後見人もしくはそれらの承継人は取消を主張しません。

9. 印章、鍵の喪失時等の取扱い

(1) 印章、貸金庫カード（カード式電動貸金庫の場合）もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、改印手続、カード再発行や正鍵の再交付手続を完了した後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人をもとめることがあります。

(2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替に要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

10. 暗証照合等

カード式電動貸金庫の場合、暗証入力装置により、貸金庫カードを確認し、暗証入力装置利用の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ、開庫その他の取扱いをしました場合は、貸金庫カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. 印鑑照合等

貸金庫開閉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

12. 損害の負担等

(1) 災害、事変その他の不可抗力の事由等当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

13. 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、第14条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

14. 解約等

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、貸金庫カード（カード式電動貸金庫の場合）、正鍵および届出の印章を持参し、解約手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、貸金庫カード（カード式電動貸金庫の場合）、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。
 - ① 借主または代理人が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）
 - B. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - C. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - D. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - E. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - F. 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。なお、当金庫はこの遅延損害金を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

- (5) 第1項から第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

15. 通知等

届出事項の変更を怠るなどご契約先の責めに帰すべき事由により、当金庫からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとみなします。

16. 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更をもとめたときは、直ちにこれに応じてください。

17. 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

18. 譲渡、転貸等の禁止

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

19. 規定の変更等

- (1) この規定は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本規定の各条項および取引期間、手数料その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更できるものとします。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヵ月以上の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上